

第3回 板橋区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

平成17年10月19日（水）
午前9時00分~午前11時10分
グリーンホール 701会議室

事務局	<p>9：00開始</p> <p>ただいまより、第3回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日の運営協議会は、2部構成とさせていただきます、第1部として、前回、協議が持ち越しとなりました福祉車両の運送対価の審査、第2部として、時間に余裕がございましたら、セダン型車両についての意見交換を予定しております。会議は長時間にわたりますが、ご協力お願いいたします。</p> <p>本日欠席しております山下委員より、協議会の日程調整については、会長・副会長の日程を優先するのではなく、すべての委員の都合を調整し開催日程を決めてほしい旨意見がありましたことを報告させていただきます。</p> <p>今後の開催日程につきましては、事務局にて調整していきたいと思っております。</p> <p>（株）コムスの本田委員が人事異動となり、木下委員に変更となりました。</p> <p>第2回板橋区福祉有償運送運営協議会におきまして、「東京都老人総合研究所 工学博士 北川博巳様」に今後の運営協議会会長を予定しております。と報告いたしました。が、北川先生におかれましては、人事異動により遠方に転勤となったため、会長への就任が困難となった旨ご報告いたします。当面、現体制で運営協議会は開催いたします。</p>
会長	<p>協議会の日程調整について、委員の都合を調整し開催日程を決めてほしい。ということですが、私は板橋区以外にも多数の運営協議会会長を引き受けておりますが、委員全員の日程を調整するとなると、1年に1回ぐらいの開催しかできませんね。</p> <p>それでは資料の確認をお願いします。</p>
事務局	<p>・資料の確認</p> <p>前回、第2回板橋区福祉有償運送運営協議会におきまして、5団体の福祉車両についての協議を行いました。が、運送対価について、協議が持ち越しとなりました。</p> <p>皆様に郵送いたしました資料の運送料金対価表は、東京運輸支局の小林係長に助言をいただき作成したのですが、山下委員より算出方法等について、意見がございました。それらを踏まえ訂正いたしたものを机上に配付させていただきました。郵送いたしました資料と差し替えをお願いいたします。</p> <p>同様に第2回運営協議会にて、運転者の研修につきまして、委員及び会長より外部研修を実施すべきであるとの意見がございました。これを踏まえ研修計画につきましても再提出いたします。</p> <p>また、NPO法人 ページ・ソサエティにつきましては、道路運送法第4条の申請を検討することと、運営協議会での審議は取り下げとなりました。</p>
事務局	<p>・NPO等許可申請団体の審査</p> <p>当初、郵送いたしました運送料金対価表には、迎車距離が2.4kmと記載しましたが、山下委員からの指摘に基づき、東京運輸支局に再確認し1.5kmに訂正いたしました。</p> <p>社会福祉法人 たつの子ライフサービス</p>

<p>会長</p> <p>A 委員</p>	<p>運送料金対価表について説明いたします。</p> <p>例 1・例 2 に記載いたしました。比較ですが、団体の料金は、車庫～車庫で算出しており、タクシー料金につきましては、往路については、迎車料金を計上、迎車距離の 1.5km は東京運輸支局より参考にいただきました都内平均の迎車距離です。</p> <p>例示 1 団体 10km で 300 円 タクシー往路 1.5km + 2 km = 1,140 円に障害者割引 1,020 円、復路 2 km = 660 円に障害者割引 590 円、合計 1,610 円</p> <p>例示 2 団体 70km で 2,100 円 タクシー往路 1.5km + 32km = 9,860 円に障害者割引 8,870 円、復路 32km = 9,460 円に障害者割引 8,510 円、合計 17,380 円 当団体の運送料金は、タクシー料金の 1 / 2 以下であることを申し添えます。</p> <p>NPO 法人 板橋区とともに生きる福祉連絡会 板橋区地域生活応援センター 算出方法は前団体と同じです。</p> <p>例示 1 団体 7km で 560 円 タクシー往路 1.5km + 1.5km = 980 円に障害者割引 880 円、復路 1.5km = 660 円に障害者割引 590 円、合計 1,470 円</p> <p>例示 2 団体 45km で 3,600 円 タクシー往路 1.5km + 16km = 5,220 円に障害者割引 4,690 円、復路 16km = 4,820 円に障害者割引 4,330 円、合計 9,020 円 当団体の運送料金は、タクシー料金の 1 / 2 以下であることを申し添えます。</p> <p>社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会 めくもりサービス 運送料金対価表につきましては、先程の団体と同じ算出方法を採用しております。ただ、こちらの団体につきましては、距離料金のほかに運転者への謝礼もあるとのことで、これらを合算したものを料金として計上させていただきました。</p> <p>例示 1 団体 18km で 1,050 円 タクシー 1.5km + 8km = 2,900 円に障害者割引 2,610 円</p> <p>例示 2 団体 23km で 1,575 円 タクシー往路 1.5km + 6km = 2,340 円に障害者割引 2,100 円、復路 6km = 1,860 円に障害者割引 1,670 円、合計 3,770 円 当団体の運送料金は、タクシー料金の 1 / 2 以下であることを申し添えます。</p> <p>NPO 法人 さくらの会 こちらの団体につきましては、出発地から目的地までの距離を地図上の直線距離で算出しております。実態として、3km から 5km までが、ほとんどで、団体料金は 5km までが、300 円ですので、いずれも、当団体の運送料金は、障害者割引を採用したタクシー料金の 1 / 2 以下です。</p> <p>質問はありますか。</p> <p>さくらの会の運送料金対価表について、2 人～4 人の乗り合いを行っているようですが、最大 4 人が乗車した場合、料金は 4 倍になるのではないのでしょうか。</p>
-----------------------	--

会長	国土交通省の見解はどうでしょうか
オブザーバー	道路運送法第 80 条の場合、同乗者すべての料金を合算することが基本になります。
会長	料金について、検討が必要ですね。
副会長	乗り合いの料金例について、この場で提示は可能でしょうか。
さくらの会	可能です。
会長	さくらの会に料金例を検討していただいている間、他には何かありますでしょうか。
事務局	<p>研修実施計画について、再提出されたものについて、協議をお願いします。</p> <p>社会福祉法人 たつの子ライフサービス 1．移送サービス運営マニュアル編集委員会発行の「移送サービスパーフェクトガイド運転者講習編」「運転者講習会テキスト」に基づいた事業所内講習会の実施。 2．移ウ送・移動サービス地域ネットワーク団体連絡会による運転者講習会に来年度早々に参加する。</p> <p>NPO法人 板橋区ともに生きる福祉連絡会 板橋区地域生活応援センター 移送・移動サービス地域ネットワーク団体連絡会による移送サービス運転協力者講習会に平成 17 年度をメドに参加する。</p> <p>社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会 めくもりサービス 移送サービス運営マニュアル編集委員会発行の「移送サービスパーフェクトガイド運転者講習編」を用いた講習ならびに実車講習などの外部研修を運営協議会承認後 1 年以内に行う。</p> <p>NPO法人 さくらの会 東京ハンディキャブ連絡会主催の移送サービス運転協力者講習会に 18 年度に参加する。</p>
会長	外部研修も必要ですが、練馬区では予算をとり、区として内部研修の実施を予定しております。板橋区ではどうでしょうか。
事務局	B 委員に研修と調査内容の報告をお願いします。
B 委員	東京ハンディキャブ連絡会の主催する研修を板橋区に出張してもらえないか。検討しましたが、実車を使って研修を行う場所が無いため、現地に行って研修を受けなければなりません。

社会福祉協議会	以前、教習所を使って研修ができないか検討しましたが、教習所の車で教習所のカリキュラムに則った研修なら可能ですが、福祉車両を持ち込んでの研修は断られました。
会長	運営協議会として、研修を企画してはどうでしょうか。
副会長	予算措置もありますので検討させてください。
会長	<p>実車を使っての研修は外部研修で、講義等については、板橋区内で区立の会場等を確保して、協議会として実施することを検討してもいいのではないのでしょうか。</p> <p>研修については、運営協議会で承認された団体は、できるだけ速やかに2日程度の研修は受けてください。</p> <p>それでは、さくらの会の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>さくらの会からの乗り合いの実例につきまして、説明させていただきます。</p> <p>毎週移送しているパターンで、2人の乗り合いの実施例です。</p> <p>「板橋中央総合病院」から「前野町」へ送る方が1人とその先「仲宿」へ送る方が1人の場合ですが、さくらの会の場合ともに5km以内ですので、300円+300円で600円となります。</p> <p>タクシーの場合この道順で移送したと仮定しますと約6kmで1,860円となります。</p> <p>続いて、3人の乗り合いの実例ですが、「四葉四丁目」で一人乗せ「泉町」で一人乗せ、「大谷口上町」で一人乗せて「板橋ナーシングホーム」に行くパターンです。</p> <p>さくらの会の場合、一番遠い方が420円、後の2人が300円ですので、420円+300円+300円で1,020円です。</p> <p>タクシーの場合この道順で移送したと仮定しますと約10kmで3,060円となります。</p>
会長	<p>2つの事例ともに、さくらの会の料金は、タクシー料金の約1/3ですので、ガイドラインについて、クリアーしているということによろしいでしょうか。</p> <p>保険は大丈夫でしょうか。</p>
さくらの会	大丈夫です。
A委員	<p>乗り合いの場合、我々事業者は、利用者負担が本来1人で負担するタクシー料金の70%をいただいております。これは、1人より2人で乗った場合の煩わしさが発生する為です。</p> <p>乗り合いでも、さくらの会は特に1人の負担額が変わらないというのは、利用者の立場を考えた際どうなのでしょう。</p>
会長	<p>利用者の立場を考えると確かにそのとおりですね。ただ、NPO団体は赤字で移送を行っているので、なるべく多くの方を乗せた方が団体として効率が良いと思います。</p> <p>もし、乗り合いが煩わしいのであれば、その方は、タクシーを使えばいいと思います。さくらの会で、今までに問題はありましたか。</p>

さくらの会	特にはありません。
会長	さくらの会について、大きな問題は無いですね。 それでは審議いただきました4団体につきまして、運営協議会で承認ということ よろしいですね。
委員	了承
	休 憩
	【第2部】
	参考資料「セダン型持込み車両の問題点」について配布 (団体より問題提起されたもの)
	・セダン型車両についての意見交換
会長	セダン型持込車両の意見交換を行います。それでは、説明をお願いします。
事務局	板橋区で、セダン型持込車両を使用し活動している団体、「板橋区地域生活応援セン ター」及び「さくらの会」より、お配りしました「セダン型持込み車両の問題点」に 記載された事項につきまして、問題提起されましたので、この場でご検討をお願いし ます。 「セダン型持込み車両の問題点」読み上げ。
	1. 保険の切り替え
会長	セダン型持込み車両の保険の切り替えについて、国土交通省として、どのようにお 考えですか。
オブザーバー	以前、私がある保険会社に確認したところ、個人所有の自家用車でも月に15日以 上、有償運送をする場合には、事業用の保険に切り替えないと保障されない旨回答が ありました。 詳細については、加入している各保険会社に確認が必要です。
副会長	国土交通省として、事業用の保険が必須ということではないのですね。

オブザーバー	<p>ガイドラインの中では、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上としかいっておりません。</p> <p>ただ実際事故が起こったときに保険金が払われなければ意味がありません。</p>
会長	<p>それでは、セダン型持込み車両については、加入している保険会社に確認をし、保障を間違いなく受けられることを条件とします。</p>
会長	<p>2．研修はどのように実施していったらいいのか</p> <p>内部研修を初級とすると、外部研修は中級になります。2 日間程度の福祉車両を使った外部研修は必要ではないでしょうか。内部研修のみでは問題があると思います。</p>
会長	<p>3．運行管理はどのように実施していったらいいのか。</p> <p>特に出発時の点呼ですが、タクシー会社では、対面点呼等していますが、依頼があったとき電話等で済ますことができるでしょうか。</p>
オブザーバー	<p>基本を対面点呼とするなら、利用者宅に行く前に事務所に寄り点呼をうけることを基本としますが、ガイドラインでは電話での点呼は可能です。その際、事務所の運行管理者が必ず記録に残す必要があります。</p>
会長	<p>利用者宅に行く前に事務所に寄り点呼をうけること原則とし、それによりがたい場合は、電話での点呼は可能です。その際は、事務所の運行管理者が必ず記録に残す必要があります。帰りについても同様です。</p> <p>タクシー会社には、運行管理者は必ず居りますが、NPO もいずれ運行管理の研修は必要だと思います。</p>
会長	<p>4．事故を起こした際の対応等</p> <p>今までどのように対応してきましたか。</p>
ページ・ソサィティ	<p>事故はありませんでした。</p>
さくらの会	<p>過去に運転ボランティアが自転車に接触し、利用者より団体に対応してほしい旨連絡がありましたが、運転者より連絡がなかったため、運転者が対応したものと思われます。</p>
応援センター	<p>1 件自転車の飛び出しによる接触事故がありましたが、保険を使うと保険料が高くなってしまいますので、示談で対応したことがありました。</p>
社会福祉協議会	<p>人身事故はありませんでしたが、物損事故はあり、社会福祉協議会で対応しました。</p>

会長	個人と団体の責任配分は、団体で決めていただくものだと思います。決めていきますか。
ページ・ソサエティ	基本的には、団体の責任としております。
さくらの会	運転者からは、事故の際、所有者の保険で対応してもらおう承諾を取っている。また、利用者へは、ボランティア活動の趣旨を理解していただき、責任を負えない旨、承諾いただいています。
たつの子	団体の責任としております。
応援センター	団体の責任としております。
A 委員	タクシー事業者は、車両が動いているときの事故については、車両の保険で対応できますが、特に福祉車両の場合、乗降介助をしている際の事故について、車両の保険で対応できませんので、車両の保険とは、別に入っております。事故が起こった際、保険会社より必ず過失割合という話が出てきますし、会社としては、示談にしていかなければなりませんので、保険で対応できない部分については、会社の財産を支払ってでも対応していく必要はあるかと思えます。
会長	事故を起こした際の対応につきましては、ボランティア保険等の研究を団体と区別していただきたいと思います。 また、重大事故が起こった際の保険に頼れない部分について、団体として、考えていくことも必要だと思います。
B 委員	対人 8,000 万円、対物 200 万円の根拠について、教えてください。
オブザーバー	国土交通省の告示として、出されているものですが、根拠につきましては分かりません。
会長	最低限の基準ということではないでしょうか。
B 委員	タクシー事業者の場合、団体の責任と個人の責任との区別は、有るのでしょうか。例えば、運転手が飲酒運転をして、事故を起こしてしまった等。
A 委員	法人で対応しています。
会長	これに、なるべく近づけていくようなかたちが望ましいと思います。

B 委員	正直に申し上げて、我々団体は、車をぶつけた場合は、自己弁償としております。
会長	小さな事故については、自己弁償ですね。
B 委員	大きな事故もということになると、運転者の収入がなくなってしまいますので。
会長	保険のことはよろしいでしょうか。
	5 . 移送対象者の範囲について
会長	こちらの例示では、ガイドラインより範囲は狭くなっています。特に議論の余地は無いと思いますが。 そのほか、セダン型持込み車両について、質問はありますか。
副会長	山下委員より、セダン特区について国の方針が、新たに示される旨伺いました。
会長	それは、セダン特区の全国展開の議論ではないでしょうか。板橋区は、すでに内閣府からセダン特区の認定を受けていますので、影響は無いと思います。
副会長	福祉車両と違った基準が示されるということでは、無いのですね。
会長	大きく変わることは無いと思います。 板橋区では、「応援センター」と「さくらの会」がセダン型持込み車両の活動を行っていますが、規模はどのくらいでしょうか。
応援センター	3 台の持ち込み車両を使い、3 名の会員の方を移送しています。一番多い方で月に 4 回です。
さくらの会	登録している運転者は、25 人ですが、実際に稼働している方は 15 人程度、一番の多い方でつき 13 回程度です。
会長	現状としては、「さくらの会」が、かなり輸送量が多いですね。 運転者と車両について、区が把握していただかなければならないと思います。また、有償運送を行うわけですから、運転者については、2 日間程度の研修を受けていただくことを条件としたいと思います。点呼や事故対応について、今団体で行っていることについて、内部研修を行い。さらに東京ハンディキャブ連絡会等の研修を受けていただきたいと思います。
副会長	区へ登録した運転者等への承認書等の扱いについては、セダン型が運営協議会で承認された後でよろしいですね。

会長	やはり、タクシー事業者に特定少数の移動制約者のみの移送サービスである旨、周知するためにも内規のようなものは必要だと思います。
応援センター	移送対象者につきまして、障害者手帳は所持していないが、障害者と全く同じ程度の身体障害を有している方の扱いについて質問です。
会長	<p>ガイドラインには、その他ということが示されておりますので、特に問題ないと思います。</p> <p>会員として、団体に登録しているということが、最低条件ですので、それは、区でも把握が必要です。</p> <p>仮に、会員として登録していない方を移送した場合には、運営協議会での決定事項に違反したことになります。法律違反です。</p>
オブザーバー	<p>今回、承認されました4団体ですが、今後申請をしていただきますと、許可証を発行します。その許可証に付随して、条件をつけさせていただきます。その条件に違反した場合には許可を取り消すことがある旨、明示されております。</p> <p>手続きとしては、運営協議会に諮って決定することになると思います。</p>
会長	それでは、セダンの意思決定につきましては、次回、山下委員の出席した際、行います。
C委員	<p>意見書の提出があります。</p> <p>「今後、行政は当てにならないと思う。まず、タクシーの人気を上げたいと思う。相乗りタクシーの病院通いが安ければ、タクシーを使うと思う。迎えて、お金がかからなければよいと思う。個人タクシーは、老人が多いと思う。(10年の実績が必要なため)</p>
会長	<p>運営協議会はタクシー事業者とNPOが争うのではなく、それぞれが連携して、やっていければ良いと思っています。これから大量の移動制約者は発生しますので、そういったことを踏まえ考えて、いかなければいけないと思います。</p> <p>特に意見がないようでしたら、これで閉会とさせていただきます。</p>
副会長	<p>次回につきましては、セダン型を協議いただくのと新たに申請団体がありましたら、それら団体につきましても協議をお願いいたします。時期につきましては、後日連絡いたします。</p> <p>11:10 終了</p>